

地方独立行政法人市立大津市民病院職員給与規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 37 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立大津市民病院職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(嘱託職員及び契約職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

2 給料は、就業規則第49条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はそれぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 医療職給料表(別表第1)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(2) 事務職給料表(別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第3)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして地方独立行政法人市立大津市民病院職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「初任給、昇格、昇給等に関する規程」という。)第5条で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、別に規程で定める。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める初任給基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところ

により決定する。

- 4 地方独立行政法人市立大津市民病院再雇用規程(以下「再雇用規程」という。)により採用された職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 再雇用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第3条第3項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、地方独立行政法人市立大津市民病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等に関する規程」という。)第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給料の支給方法)

第5条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、その期間につき給料の月額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の25日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その日の属する月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等に関する規程第5条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算(以下「日割計算」という。)によって計算する。
- 5 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。
 - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業等規程」という。)第5条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 就業規則第53条の規定による自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 就業規則第57条第3項の規定による出勤停止にされ、又は出勤停

止の終了により職務に復帰した場合

(職員が死亡した場合の給与の支給)

第7条 職員が死亡した場合その者の受けるべき給与は、これを遺族に支給する。

2 前項の遺族に対する給与の支給順位は、次に掲げる順位とし、各号に掲げるものの間においては、各号に掲げる順位とし、理事長が認定する。ただし、第4号に定める者にあつては関係者の指定する者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると理事長が認めた者を含む。)

(2) 職員の死亡当時その収入によって生計を維持したまたは生計を一にしていた次に掲げる者

子、養父母、実父母、養父母の父母、実父母の父母

(3) 前号に該当しない者で次に掲げる者

子、養父母、実父母、孫、養父母の父母、実父母の父母

(4) 兄弟姉妹

(5) 前2号の規定にかかわらず職員が遺言又は理事長に対する予告で当該各号の規定に該当する者のうち、特に指定した者があるときは、その者

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、院長、副院長及び事務局長並びに看護局長及び医療技術局長の職(これに相当する職を含む。)にある職員(以下「部長級職員」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(次長の職(これに相当する職を含む。)にある職員(以下「次長級職員」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する

月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある部長級職員が部長級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある次長級職員が次長級職員及び部長級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で部長級職員以外のものが部長級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で次長級職員及び部長級職員以外のものが次長級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(扶養親族の届出)

第10条 前条第1項の規定による届出は、次に掲げる区分に従い、所属長を経て理事長に提出しなければならない。

- (1) 新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、次に掲げる申請書及び証明書
 - ア 扶養親族認定申請書兼家族調書
 - イ 本人及び扶養親族の戸籍謄本又は住民票の写し
 - ウ 重度心身障害者については医師の証明書
- (2) 前条第1項第1号、第2号の規定に該当する事実が生じた場合には、
扶養親族異動認定申請書
(扶養親族の認定)

第11条 理事長は、次の各号に掲げる者を扶養親族として認定することができない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
 - (3) 心身に著しい障害を有する者の場合は、前2号の規定によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 2 職員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 3 理事長は、職員から前条の規定により申請書及び証明書の提出があつたときは、申

請書に記載の扶養親族がこの規定に定める要件を備えているかどうかを確めて認定しなければならない。

- 4 理事長は、前項の認定について必要があるときは、扶養事実を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(地域手当)

第12条 地域手当は、すべての職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。
- 3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(別に理事長が定める職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 月額9,000円以下の家賃を支払っている職員 500円
- (2) 月額9,000円を超え23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,000円を控除した額(その額が500円に満たないときは、500円)
- (3) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を14,000円に加算した額

(用語の定義)

第14条 第13条、第15条、第16条、第17条、第18条及び第19条における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 職員の生活の本拠となっている住家をいう。
- (2) 家賃 住宅の使用の対価として支払われる金銭で、次に掲げるものを除いたものをいう。

ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

イ 電気、ガス、水道等の料金

ウ 団地内の児童遊園、外燈その他の共同利用施設にかかる負担金、共益費

エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものにかかる借料

(適用除外職員)

第15条 第13条第1項の別に理事長が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、扶養親族(第8条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)の借り受けた住宅に居

住し、家賃を支払っている職員については、この限りでない。

(1) 父母又は配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

(2) 住宅を借り受けた者とその借り受けに係る住宅を共同使用している職員
(届出)

第16条 新たに第13条第1項の職員(以下「住居手当被支給職員」という。)たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する次の書類を添付して、所定の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当被支給職員は、住居若しくは家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

(1) 契約書(契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書)の写し

(2) 領収書の写し

(3) その他契約関係を明らかにする書類

(確認及び決定)

第17条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が住居手当被支給職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。
(家賃の算定の基準)

第18条 第16条の規定による届出に係る職員が食費等をあわせ支払っている場合等における家賃に相当する額の算定は、次の各号に定める基準に従い理事長が行うものとする。

(1) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(2) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(3) 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合 自己の居住部分と当該転貸部分との割合等に基づき算定した自己の居住部分にかかる支払額に相当する額

(支給の始期及び終期)

第19条 住居手当の支給は、職員が新たに住居手当被支給職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、

その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第16条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 第1項に規定する住居手当被支給職員たる要件を具備するに至った日は、職員が借り受けた住宅に居住し、月額3,000円をこえる家賃を支払うこととなった最初の日をいう。

(住居手当の支給要件調査)

第20条 第17条の規定により住居手当被支給職員たる要件を具備するものと決定した職員に対し、所属長は支給要件を継続して具備しているかどうかについて、理事長の命により随時調査を行なわなければならない。

- 2 前項の規定による随時調査を行なうにあたっては、住居手当被支給職員に対し、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により随時調査を行なった後、所属長は理事長に対し随時調査の結果報告を行なわなければならない。
- 4 理事長は、前項の結果報告を受け、必要に応じて、住居手当被支給職員の住居手当の月額を改定し、又は停止しなければならない。
- 5 住居手当被支給職員が、理事長が定める期限内に必要な書類を提出しない場合においては、期限日の属する月の翌月から一旦支給を停止する。
- 6 前項の停止後において、必要書類の提出があり、住居手当被支給職員たる要件を引き続き具備するものと決定した場合には、支給停止を解除するとともに、決定した月の翌月から支給を開始する。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)又は自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。))

を使用することを常例とする職員(自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる自動車又は自転車等の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 自動車 次に掲げる額の合計額

(ア)次の表に掲げる自動車の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規程で定める職員にあっては、その額から、その額に規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

自動車の片道の使用距離	額
5キロメートル未満	3,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,700円
10キロメートル以上14キロメートル未満	8,100円
14キロメートル以上18キロメートル未満	10,500円
18キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
22キロメートル以上26キロメートル未満	15,300円

26キロメートル以上30キロメートル未満	17,700円
30キロメートル以上34キロメートル未満	20,100円
34キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円
38キロメートル以上42キロメートル未満	24,400円
42キロメートル以上46キロメートル未満	25,900円
46キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
50キロメートル以上54キロメートル未満	28,900円
54キロメートル以上58キロメートル未満	30,400円
58キロメートル以上62キロメートル未満	31,600円
62キロメートル以上	32,800円

(イ)次の表に掲げるその通勤のために使用する自動車駐車場の支給単位期間当たりの使用料の額に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額

その通勤のために使用する自動車駐車場の 使用料(以下この表において「使用料」とい う。)の額	額
1,000円未満	使用料の額
1,000円以上2,000円未満	1,000円
2,000円以上7,000円未満	使用料の額の2分の1の額
7,000円以上	3,500円

イ 自転車等 次に掲げる額の合計額

(ア) 次の表に掲げる自転車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規程で定める職員にあっては、その額から、その額に規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

自転車等の片道の使用距離	額
5キロメートル未満	2,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,600円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,000円
15キロメートル以上20キロメートル未満	9,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,800円
25キロメートル以上30キロメートル未満	14,200円

30キロメートル以上	16,600円
------------	---------

(イ) 次の表に掲げるその通勤のために使用する自転車等駐車場の支給単位期間当たりの使用料の額に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額

その通勤のために使用する自転車等駐車場の使用料(以下この表において「使用料」という。)の額	額
1,000円未満	使用料の額
1,000円以上2,000円未満	1,000円
2,000円以上3,000円未満	使用料の額の2分の1の額
3,000円以上	1,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規程で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規程で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規程で定める期間(自動車又は自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(用語の定義)

第22条 前条に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務地との間を往復することをいう。

2 前条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車又は自転車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の距離の長さによるものとする。

(届出)

第23条 職員は、新たに第21条第1項の職員(以下「通勤手当被支給職員」という。)たる要件を具備するに至った場合には、所定の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当被支給職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

- 2 職員は、通勤手当被支給職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第24条 理事長は、職員から前条第1項の規定により届出があったときは、その届出に係る事実を通勤定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が通勤手当被支給職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第25条 第21条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」とは、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表に定める程度の障害のため、歩行することが困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第26条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第27条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第28条 第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、第3項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等
通用期間が支給単位期間(第21条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等
当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

2 前項第2号に規定する平均1箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤することになる回数を12で除して得た数とする。この場合において、1回未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、第1項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(併用者の区分及び支給額)

第29条 第21条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第21条第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通勤徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であつても自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。))が第21条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額
- (3) 第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額
(交通の用具)

第30条 第21条第1項第2号に規定する交通の用具は、自転車及び原動機付自転車その他の原動機付の交通用具(自動車を除く。)とする。ただし、法人の所有に属するものを除く。

(支給日等)

第31条 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。))又は当該各号に定める期間(以下この条及び第34条において「支給単位期間等」という。))に係る最初の月の第5条第2項に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。))に支給する。ただし、支給日までに第23条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 第21条第3項で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第21条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。))において、1箇月当た

りの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 職員が第21条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第32条 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第23条による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第33条 第21条第4項で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において退職若しくは就業規則第17条の規定により休職にされ、育児休業等規程第5条の規定により育児休業をし、就業規則53条に規定する自己啓発等休業をし、又は就業規則第57条第1項第3号の規定により出勤停止にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

- 2 交通機関等に係る通勤手当に係る第21条第4項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第29条第1項第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第21条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第31条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

3 第21条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させるときは、返納に係る通勤手当の額を事由発生月の翌月以降に支給される給与から差し引くことができる。(支給単位期間)

第34条 第21条第5項で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いもの(次項第2号において「最長定期券の期間」という。)に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることが

できる。

ア 退職その他の離職をすること。

イ 育児休業等規程第5条の規定により育児休業をし、就業規則第53条に規定する自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤地の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があること。

(5) その他理事長の定める事由が生ずること。

第35条 支給単位期間は、第32条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において就業規則第17条の規定により休職にされ、育児休業等規程第5条の規定により育児休業をし、就業規則第53条に規定する自己啓発等休業をし、又は就業規則第57条第1項第3号の規定により出勤停止にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第36条 通勤手当被支給職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後確認)

第37条 第23条第1項の規定により通勤手当被支給職員たる要件を具備するものと決定した職員に対し、所属長は支給要件を継続して具備しているかどうかについて、理事長の命により随時調査を行なわなければならない。

2 前項の規定による随時調査を行なうにあたっては、通勤手当被支給職員に対し、必要に応じ、定期券、回数券、駐車場契約書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

3 第1項及び第2項の規定により随時調査を行なった後、所属長は理事長に対し随時調査の結果報告を行なわなければならない。

4 理事長は、前項の結果報告を受け、必要に応じて、通勤手当被支給職員の通勤手当の月額を改定し、又は停止しなければならない。

- 5 通勤手当被支給職員が随時調査期限内に必要な書類を提出しない場合においては、期限日の属する月の翌月から一旦支給を停止する。
- 6 前項の停止後において、必要書類の提出があり、通勤手当被支給職員たる要件を引き続き具備するものと決定した場合には、支給停止を解除するとともに、決定した月から支給を開始する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第38条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額(地方独立行政法人市立大津市民病院職員特殊勤務手当規程第3条に規定する医師手当に限る。)の合計額に12を乗じ、その額を職員の1年間の勤務時間数として次条で定める数で除して得た額とする。

(職員の1年間の勤務時間数)

第39条 前条の職員の1年間の勤務時間数は、勤務時間等に関する規程第5条第1項の規定により理事長が定める職員の1週間の勤務時間に52を乗じた数から7時間45分に当該年度の勤務時間等に関する規程第8条第1項第2号に規定する祝日法による休日(この日が勤務時間等に関する規程第9条の規定により勤務時間が割り振られた職員の週休日(以下この条において「通常の週休日」という。)である土曜日に当たるときは、この日を除く。)及び勤務時間等に関する規程第8条第1項第3号に規定する年末年始の休日(この日が通常の週休日に当たるときは、この日を除く。))の数を乗じた数(次の各号に掲げる職員にあっては、その数にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た数)を控除して得た数とする。

- (1) 育児休業等規程第13条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)育児休業等規程第13条の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間規程第5条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- (2) 再雇用短時間職員に規定する短時間勤務の職を占める職員(次号に掲げる職員を除く。)勤務時間規程第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(給与の減額)

第40条 職員が勤務しないときは、勤務時間等に関する規程第13条第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間等に関する規程第8条第1項第2号に規定する祝日法による休日(勤務時間等に関する規程第15条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間等に関する規程第8条第1項第3号に規定する年末年始の休日(勤務時間等に関する規程第15条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を

除き、その勤務しない1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が育児休業等規程第20条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 前項に規定する勤務しないことについての承認の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 就業規則第33条第2項の規定により職務に専念する義務を免除した場合 その期間又は時間
 - (2) 地方独立法人市立大津市民病院安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第10条第1項の規定により療養を命じた場合 その期間
 - (3) その他理事長の承認を得て定める期間又は時間
- 4 前項の基準中一定の日数又は週数で示されているものは、その日数及び週数中には勤務を要しない日を含むものとする。
- 5 第1項、第2項、勤務時間等に関する規程第33条第3項又は地方独立法人市立大津市民病院の修学部分休業に関する規程(以下「修学部分休業規程」という。)」第6条の規定に基づき給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。
- 6 前項の場合においては、減額すべき給与額を翌月以降の給料から差し引くものとする。

(特殊勤務手当)

第41条 特殊勤務手当については、別に規程で定める。

(時間外勤務手当)

第42条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第47条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等に関する規程第14条の規定により、あらかじめ勤務時間等に関する規程第5条第1項又は第9条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」とい

う。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 勤務時間等に関する規程第14条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50
- 5 勤務時間等に関する規程第13条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額
 - (2) 勤務時間等に関する規程第14条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第

1号中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(時間外勤務等の時間計算)

第43条 その月の時間外勤務等総時間数は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の区分ごとに集計し、それぞれの集計において1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(時間外勤務等の特例)

第44条 職員が業務により出張している場合には、その期間中は原則として正規の勤務時間を勤務したものとみなして、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は支給しない。ただし、あらかじめ時間外又は深夜に勤務することを命じた場合は、この限りでない。

2 職員が研修を受ける場合には、原則として時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給しない。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(時間外勤務手当の支給割合)

第45条 第42条第1項の規定で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 第42条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 第42条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 第42条第2項の規定で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 週休日の振替等(勤務時間規程第14条に規定する週休日の振替等をいう。)により新たに正規の勤務時間が割り振られた日の属する週(以下この項及び次項において「週休日の振替等が行われた週」という。)の正規の勤務時間が38時間45分以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間

(2) 週休日の振替等が行われた週の正規の勤務時間が38時間45分を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以下の場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

3 週休日の振替等が行われた週に第40条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は次条第2項の理事長が指定する日(以下この条、次条において「休日等」という。)が属する場合における前項の適用については、同項中「38時間45分」とあるのは、「38時間45分に職員が休日等に勤務を命ぜられ休日勤務手当を支給される時間を加えた時間」とする。

4 第42条第2項の規定で定める割合は、100分の25とする。

(夜間勤務手当)

第46条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第47条 祝日法による休日等(勤務時間規程第5条第1項又は第9条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日(勤務時間規程第8条第1項第1号の規定に基づく週休日に当たるときは、次条で定める日。)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規定で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(休日勤務手当の支給される日)

第48条 前条前段の規程で定める日は、勤務時間規程第5条第1項又は第9条第1項の規定に基づく週休日に当たる勤務時間規程第8条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日(勤務時間規程第9条第1項に規定する勤務日をいう。以下この条において同じ。)(当該勤務日が休日等又は勤務時間規程第13条の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日に当たるときは、当該休日等又は当該時間外勤務代休時間を指定された日の直後の勤務日)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、他の日とすることについて相当の理由があると認められるときは、その日とする。

2 前条後段の規程で定める日は、国の行事の行われる日で理事長が指定する日とする。

(休日勤務手当の支給割合)

第49条 第47条の規定で定める割合は、100分の135とする。

(時間外勤務等の手続)

第50条 所属長は、職員に対し時間外勤務又は休日勤務(以下「時間外勤務等」という。)を命じた場合において、当該職員が時間外勤務手当又は休日勤務手当の支給の対象者であるときは、時間外勤務等命令カードを作成し、これに押印しなければならない。

2 時間外勤務等については、その勤務が適正に行われたかどうかを所属長又は所属長の指名する職員(以下「所属長等」という。)が確認しなければならない。この場合において、当該確認をした所属長等は、時間外勤務等命令カードに押印しなければならない。

3 所属長は、前項の規定により確認を受けた時間外勤務等命令カードをその月分について翌月3日までに理事長に提出しなければならない。

4 所属長等は、第1項及び第2項の規定による時間外勤務等命令カードの作成及びこれへの押印に代えて、当該時間外勤務等命令カードに係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成を行うことができる。

- 5 所属長は、前項の規定により時間外勤務等命令カードに係る電磁的記録を作成したときは、第3項の規定による時間外勤務等命令カードの提出を、当該電磁的記録について電子情報処理組織(理事長の使用に係る電子計算機と所属長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用することにより、行うことができる。
- 6 前項の規定により行われた時間外勤務等命令カードに係る電磁的記録の提出は、同項の理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。

(端数計算)

第51条 第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第42条、第46条又は前条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第52条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、別表第4により宿日直手当を支給する。

(管理職手当)

第53条 管理職手当は、理事長が指定する管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づき支給する。

(支給の範囲及び額)

第54条 前条第1項で指定する職及びその職を占める職員に支給する管理職手当の月額額は、次表に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級の区分に応じ、同表に定める額(育児休業等規程第13条に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業等規程第15条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間規程第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

職員に適用される給料表	職	職務の級	支給月額
医療職給料表(1)	院長	5級	200,000円
	副院長	4級	170,000円
	局長及び局長相当職	4級	150,000円
	次長及び次長相当職	4級	135,000円
	診療部長及び診療部長相当職	4級、3級	120,000円
医療職給料表(2)	次長及び次長相当職	7級	96,900円

	薬剤長及び技師長並びに 薬剤長及び技師長相当職	6級	79,800円
医療職給料表(3)	次長及び次長相当職	7級	96,900円
	看護師長及び看護師長相当職	6級	79,800円
事務職給料表	局長及び局長相当職	8級	118,400円
	次長及び次長相当職	7級	96,900円
	課長及び課長相当職	6級	79,800円

- 2 前項の規定にかかわらず、次表に掲げる職員に適用される給料表の区分に応じ、次表に定める職を占める職員のうち、定年退職等の再雇用、定年退職等の短時間再雇用の規定により採用された職員に支給する管理職手当の月額、同表に定める額(短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間規程第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

職員に適用される給料表	職	支給月額
医療職給料表(2)	次長及び次長相当職	83,800円
	課長及び課長相当職	65,600円
医療職給料表(3)	次長及び次長相当職	83,800円
	課長及び課長相当職	65,600円
事務職給料表	局長及び局長相当職	108,400円
	次長及び次長相当職	83,800円
	課長及び課長相当職	65,600円

(支給の制限)

- 第55条 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(就業規則第17条に規定する休職の場合及び業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷。ただし、理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、管理職手当を支給しない。

(扶養手当等の支給方法)

- 第56条 扶養手当及び地域手当は、給料の支給方法に準じて支給し、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(期末手当)

第57条 期末手当の支給方法等は、別に規程で定める。

(勤勉手当)

第58条 勤勉手当の支給方法等は、別に規程で定める。

(休職者の給与)

第59条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第17条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第17条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第17条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の50以内を支給することができる。
- 7 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項の規定により給与を支給される場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 8 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で地方独立行政法人市立大津市民病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末手当等に関する規程」という。)第2条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(退職手当)

第60条 退職手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に規程で定める。

(給与の口座振込み)

第61条 給与は、職員の申し出により、その全部を口座振替の方法により支給することができる。

(特定の職員についての適用除外)

第62条 第8条、第9条及び第13条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与から控除することができるもの)

第63条 労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項の規定に基づき給与から控除することができるものは、次に定めるものとする。

- (1) 職員互助会(以下「互助会」という。)の会費
- (2) 互助会の貸付金の償還金
- (3) 互助会の団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (4) 滋賀県市町村職員共済組合の貯金及び貸付に係る償還金
- (5) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づく預入金
- (6) 職員相互間の親睦の会の会費
- (7) 職員団体の団体費
- (8) 大津市民病院院内保育所の使用料
- (9) 大津市民病院職員駐車場の賃借料

附 則

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(基本給の切替え及び経過措置)

第2条 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に大津市一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)を適用されていた職員が引き続き地方独立行政法人市立大津市民病院職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた旧条例の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、附則別表第2の切替前の号給(以下「旧号給」という。)欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた旧号給に対応する同表の切替後の新号給とする。

3 前2項により定められた切替日の給料月額(以下「新給料月額」という。)が、切替日前日の旧号給の給料月額(以下「旧給料月額」という。)以上でない場合は、切替日前日の旧給料月額を切替日における新給料月額として平成32年3月31日までの間支給する。ただし、附則次条に規定する職員は、同項に規定する経過措置は適用しないものとする。

(ケアセンターおおつに勤務する事務職給料表適用職員の号給の切替えに係る経過措置)

第3条 地方独立行政法人市立大津市民病院組織規程(以下「組織規程」という。)第3条に規定するケアセンターおおつに勤務する事務職給料表適用職員の号給の切替えに係る経過措置については、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 100分の50
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 100分の40
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 100分の25

2 平成27年改正旧条例附則第3項の規定による給料の支給を受ける職員で、その受ける給料月額並びに平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の額の合計額が平成27年3月31日において受けていた給料月額(平成26年度における職員の給与の特例に関する条例(平成26年条例第9号)第3条の規定により減額される前の給料月額とする。)に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額並びに平成27年改正旧条例附則第3項の規定による給料のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

第4条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第5条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(次長の職(これに相当する職を含む。))にある職員(以下「次長級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が

生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの

のないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

第6条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(次長の職(これに相当する職を含む。))にある職員(以下「次長級職員」という。))にあつては、3,500円」とあるのは、「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

第7条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))と、「次長の職(これに」とあるのは「部長又は次長の職(これらに」と、「次長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、

及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「次長級職員が次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員が部次長級職員」と、同項第6号中「次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「が次長級職員」とあるのは「が部次長級職員」とする。

(委任)

第8条 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300

	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	
	34	352,100	421,200	475,700	536,200	
	35	354,300	423,200	477,800	537,900	
	36	356,800	425,200	479,900	539,700	

	37	359,200	427,200	482,000	541,300	
	38	361,600	429,200	483,800	542,900	
	39	364,000	431,200	485,600	544,300	
	40	366,200	433,200	487,400	545,900	
	41	368,500	435,100	489,100	547,400	
	42	369,900	436,900	490,900	548,800	
	43	371,400	438,600	492,700	550,200	
	44	372,800	440,400	494,500	551,500	
	45	374,300	442,300	496,100	552,700	
	46	375,700	444,100	497,800	553,700	
	47	377,200	445,900	499,600	554,700	
	48	378,700	447,600	501,400	555,700	
	49	379,900	449,400	503,000	556,700	
	50	380,900	451,100	504,300	557,600	
	51	381,900	452,900	505,600	558,500	
	52	382,800	454,700	506,900	559,400	
	53	383,800	456,600	508,100	560,200	
	54	384,700	457,800	509,400	561,100	
	55	385,600	459,000	510,700	562,000	
	56	386,500	460,200	512,000	562,900	
	57	387,400	461,400	513,000	563,800	
	58	388,300	462,400	513,800	564,700	
	59	389,100	463,400	514,600	565,600	
	60	389,900	464,400	515,400	566,300	
	61	390,600	465,200	516,300	567,200	
	62	391,100	465,900	517,100	568,100	
	63	391,500	466,600	518,000	569,000	
	64	392,000	467,300	518,800	569,900	
	65	392,300	468,000	519,700	570,800	
	66		468,700	520,600		

	67		469,400	521,300		
	68		470,100	522,200		
	69		470,500	523,100		
	70		471,200	523,900		
	71		471,900	524,800		
	72		472,600	525,700		
	73		473,000	526,500		
	74		473,600	527,400		
	75		474,300	528,300		
	76		475,000	529,000		
	77		475,400	529,800		
	78		476,000	530,700		
	79		476,600	531,600		
	80		477,100	532,500		
	81		477,700	533,300		
	82		478,200	534,200		
	83		478,700	535,100		
	84		479,200	536,000		
	85		479,600	536,800		
	86		480,200	537,700		
	87		480,600	538,600		
	88		481,100	539,500		
	89		481,600	540,300		
	90		482,200			
	91		482,800			
	92		483,200			
	93		483,700			
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			

	97		486,000			
再雇用職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700

	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,00
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700

	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		

	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				

	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再雇用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400

	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400

	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	

	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
	94	280,900	314,200	347,600	365,600			
	95	281,800	314,900	348,300	366,000			
	96	282,800	315,500	348,900	366,300			
	97	283,600	316,200	349,300	366,900			
	98	284,400	316,500	349,700	367,400			
	99	285,000	317,100	350,200	367,900			

	100	285,900	317,800	350,600	368,400			
	101	286,700	318,200	351,100	369,000			
	102	287,500	318,800	351,500	369,500			
	103	288,300	319,400	352,000	370,000			
	104	289,100	320,000	352,400	370,400			
	105	289,800	320,400	352,700	371,000			
	106	290,300	320,900	353,200	371,500			
	107	290,800	321,400	353,600	372,000			
	108	291,300	321,900	353,900	372,500			
	109	291,500	322,300	354,400	373,100			
	110	291,800	322,700	354,900	373,500			
	111	292,000	323,000	355,400	374,000			
	112	292,400	323,300	355,900	374,500			
	113	292,700	323,700	356,400	375,100			
	114	292,900	324,100	356,900				
	115	293,300	324,500	357,400				
	116	293,600	324,800	357,800				
	117	293,900	325,000	358,200				
	118	294,200	325,300	358,600				
	119	294,500	325,700	359,100				
	120	294,900	325,900	359,600				
	121	295,200	326,100	360,000				
	122	295,600	326,400	360,500				
	123	295,900	326,700	361,000				
	124	296,300	327,000	361,500				
	125	296,500	327,200	361,800				
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					

	130	297,900	328,500					
	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						

	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再雇用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第2 (第3条関係)

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	146,100	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	147,200	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	148,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	149,400	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600

		0	0	0	0	0	0	0	0
5	146,10	150,50	234,10	268,70	295,70	326,60	371,50	416,50	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	147,20	151,90	235,80	270,60	298,00	328,60	374,00	418,80	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	148,30	153,20	237,30	272,50	300,30	330,80	376,30	420,90	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	149,40	154,50	238,90	274,60	302,50	333,00	378,80	423,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	150,50	155,80	240,30	276,70	304,60	335,10	381,30	425,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	151,90	157,30	241,80	278,70	306,90	337,30	384,00	427,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	153,20	158,80	243,40	280,80	309,10	339,40	386,60	429,30	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	154,50	160,40	244,80	282,80	311,40	341,60	389,30	431,40	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	155,80	161,70	246,30	284,80	313,50	343,50	391,70	433,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	157,30	163,20	247,80	286,90	315,60	345,50	394,00	434,90	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	158,80	164,70	249,10	288,90	317,80	347,60	396,20	436,90	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	160,40	166,20	250,50	290,90	319,90	349,60	398,60	438,90	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	161,70	167,60	252,00	292,90	322,00	351,40	400,40	440,80	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	163,20	170,30	253,70	294,90	324,00	353,40	402,40	442,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	164,70	172,90	255,40	297,00	326,10	355,20	404,30	444,40	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	166,20	175,50	257,20	299,00	328,10	357,10	406,10	446,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	

	21	167,60 0	178,20 0	258,80 0	301,00 0	330,00 0	359,10 0	408,00 0	447,90 0
	22	170,30 0	179,90 0	260,60 0	303,10 0	332,10 0	361,00 0	409,80 0	449,40 0
	23	172,90 0	181,60 0	262,30 0	305,10 0	334,10 0	363,00 0	411,60 0	450,80 0
	24	175,50 0	183,30 0	264,00 0	307,20 0	336,20 0	364,90 0	413,50 0	452,30 0
	25	178,20 0	184,80 0	266,00 0	309,00 0	337,70 0	366,90 0	415,30 0	453,70 0
	26	179,90 0	186,60 0	267,90 0	311,10 0	339,60 0	368,80 0	416,80 0	455,00 0
	27	181,60 0	188,40 0	269,70 0	313,20 0	341,50 0	370,80 0	418,30 0	456,30 0
	28	183,30 0	190,10 0	271,50 0	315,20 0	343,40 0	372,80 0	419,90 0	457,50 0
	29	184,80 0	191,70 0	273,20 0	317,10 0	345,10 0	374,30 0	421,50 0	458,50 0
	30	186,60 0	193,50 0	275,10 0	319,10 0	347,00 0	376,10 0	422,80 0	459,20 0
	31	188, 400	195,30 0	277,00 0	321,20 0	348,90 0	377,90 0	424,10 0	460,00 0
	32	190, 100	197,10 0	278,70 0	323,30 0	350,70 0	379,50 0	425,30 0	460,70 0
	33		198,70 0	280,40 0	324,70 0	352,60 0	381,30 0	426,50 0	461,40 0
	34		200,50 0	282,30 0	326,70 0	354,40 0	382,70 0	427,80 0	462,20 0
	35		202,30 0	284,10 0	328,60 0	356,20 0	384,20 0	429,10 0	462,90 0
	36		204,10 0	286,00 0	330,70 0	357,90 0	385,80 0	430,30 0	463,50 0
	37		205,80	287,60	332,60	359,30	387,20	431,50	464,00

		0	0	0	0	0	0	0
38		207,60 0	289,30 0	334,50 0	360,60 0	388,40 0	432,30 0	464,60 0
39		209,40 0	291,10 0	336,50 0	362,00 0	389,60 0	433,10 0	465,20 0
40		211,20 0	292,90 0	338,40 0	363,40 0	390,70 0	433,90 0	465,80 0
41		212,60 0	294,60 0	340,30 0	364,70 0	391,80 0	434,50 0	466,30 0
42		214,40 0	296,30 0	342,20 0	365,60 0	393,00 0	435,20 0	466,80 0
43		216,10 0	297,90 0	344,00 0	366,70 0	394,20 0	435,90 0	467,20 0
44		217,90 0	299,50 0	345,90 0	367,80 0	395,30 0	436,60 0	467,50 0
45		219,60 0	301,20 0	347,40 0	368,60 0	396,00 0	437,40 0	467,80 0
46		221,30 0	302,90 0	348,80 0	369,50 0	396,70 0	438,20 0	
47		222,90 0	304,50 0	350,30 0	370,40 0	397,40 0	438,60 0	
48		224,50 0	306,20 0	351,80 0	371,30 0	398,10 0	439,30 0	
49		226,00 0	307,30 0	353,40 0	372,20 0	398,70 0	439,80 0	
50		227,70 0	308,80 0	354,20 0	373,00 0	399,30 0	440,20 0	
51		229,30 0	310,30 0	355,40 0	373,80 0	399,80 0	440,60 0	
52		230,90 0	311,90 0	356,40 0	374,60 0	400,20 0	441,00 0	
53		232,20 0	313,50 0	357,30 0	375,30 0	400,60 0	441,40 0	

	54		233,70 0			376,00 0	400,90 0	441,80 0	
	55		235,10 0			376,70 0	401,20 0	442,20 0	
	56		236,40 0			377,40 0	401,50 0	442,50 0	
	57		237,70 0			377,90 0	401,80 0	442,80 0	
	58		238,90 0			378,50 0	402,10 0	443,20 0	
	59		239,90 0			379,10 0	402,40 0	443,50 0	
	60		241,10 0			379,80 0	402,70 0	443,80 0	
	61		242,40 0			380,20 0	403,00 0	444,10 0	
	62		243,60 0			380,90 0	403,30 0		
	63		244,80 0			381,50 0	403,60 0		
	64		246,10 0			382,10 0	403,90 0		
	65		247,00 0			382,50 0	404,20 0		
	66		248,40 0			383,10 0	404,50 0		
	67		249,80 0			383,70 0	404,80 0		
	68		251,30 0			384,30 0	405,10 0		
	69		252,70 0			384,70 0	405,30 0		
	70		254,10			385,20	405,60		

		0			0	0		
71		255,50 0			385,70 0	405,90 0		
72		256,80 0			386,30 0	406,20 0		
73		258,00 0			386,60 0	406,40 0		
74		259,30 0			387,00 0	406,70 0		
75		260,70 0			387,40 0	407,00 0		
76		262,00 0			387,80 0	407,20 0		
77		263,30 0			388,10 0	407,40 0		
78		264,40 0			388,40 0	407,70 0		
79		265,70 0			388,70 0	408,00 0		
80		267,00 0			389,00 0	408,20 0		
81					389,20 0	408,40 0		
82					389,50 0	408,70 0		
83					389,80 0	409,00 0		
84					390,00 0	409,20 0		
85					390,20 0	409,40 0		
86					390,50 0			

	87					390,80 0			
	88					391,00 0			
	89					391,20 0			
	90					391,50 0			
	91					391,80 0			
	92					392,00 0			
	93					392,20 0			
再雇用職員		186,90 0	214,40 0	254,40 0	273,80 0	288,90 0	314,30 0	356,00 0	389,10 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3(第3条関係)

級別標準職務表

1 医療職給料表級別標準職務表

ア 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	医員の職務
2級	医長の職務
3級	診療部長の職務
4級	副院長、局長及び次長の職務
5級	院長の職務

イ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	技師(理事長が定めるものに限る。)の職務
2級	技師の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	副薬剤長及び副技師長の職務
6級	薬剤長及び技師長の職務
7級	次長の職務

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	技師(理事長が定めるものに限る。)の職務
2級	技師の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	副看護師長の職務
6級	看護師長の職務
7級	次長の職務

2 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事(理事長が定めるものに限る。)の職務
2級	主事の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	事務局長、看護局長、医療技術局長の職務

別表第4(第50条関係)

職員	支給額(1回につき)
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	20,000円
医療職給料表(2)の適用を受ける職員	7,200円
医療職給料表(3)の適用を受ける職員	
事務職給料表の適用を受ける職員	

備考

- 1 宿日直勤務時間が5時間未満である場合の支給額は、その勤務1回につき、それぞれ上表の額の2分の1の額とする。
- 2 医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員が、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の期間中に宿日直勤務を命ぜられた場合の支給額は、その勤務1回につき、それぞれ上表の額に5,000円(前項に該当する場合は、2,500円)を加算した額とする。

附則別表第1(附則第2条第1項関係)

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
給料表	職務の級	給料表	職務の級
医療職 給料表 (1)	1級	医療職 給料表 (1)	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		3級
4級			
医療職 給料表 (2)	1級		医療職 給料表 (2)
	2級	2級	
	3級	2級	
	4級	3級	
	5級	3級	
	6級	5級	
	7級		
		6級	

医療職 給料表 (2)	7級	行政職 給料表	8級
行政職 給料表	1級	医療職 給料表 (3)	1級
	2級		2級
	3級		3級
	3級		4級
	4級		5級
	5級		6級
	6級		6級
	7級		7級
	8級		
行政職 給料表	1級	事務職 給料表	1級
	2級		2級
	3級		2級
	4級		3級
	5級		3級
	6級		4級
	7級		5級
	8級		6級
	9級		7級
			8級

附則別表第2(附則第2条第2項関係)

(1)医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務

2級	副医長	1級	副医長		3級	医長	2級	医長
号給		号給			号給		号給	
1		25			1		21	
2		26			2		22	
3		27			3		23	
4		28			4		24	
5		29			5		25	
6		30			6		26	
7		31			7		27	
8		32			8		28	
9		33			9		29	
10		34			10		30	
11		35			11		31	
12		36			12		32	
13		37			13		33	
14		38			14		34	
15		39			15		35	
16		40			16		36	
17		41			17		37	
18		42			18		38	
19		43			19		39	
20		44			20		40	
21		45			21		41	
22		46			22		42	
23		47			23		43	
24		48			24		44	
25		49			25		45	
26		50			26		46	
27		51			27		47	
28		52			28		48	

29		53		29		49	
30		54		30		50	
31		55		31		51	
				32		52	
				33		53	
				34		54	
				35		55	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
4級	医長	3級	医長	4級	院長	5級	院長
号給		号給		号給		号給	
1		33		1			
2		34		2			
3		35		3			
4		36		4			
5		37		5			
6		38		6			
7		39		7			
8		40		8			
9		41		9			
10		42		10			
11		43		11			
12		44		12			
13		45		13			
14		46		14			
15		47		15			
16		48		16			
17		49		17			

18		50		18			
19		51		19			
20		52		20			
21		53		21			
22		54		22			
23		55		23			
24		56		24			
25		57		25			
26		58		26			
27		59		27			
28		60		28			
29		61		29			
30		62		30			
31		63		31			
32		64		32			
33		65		33			
34		66		34			
35		67		35			
36		68		36			
37		69		37			
38		70		38			
39		71		39			
40		72		40			
41		73		41			
42		74		42			
43		75		43			
44		76		44			
45		77		45			
46		78		46			
47		79		47			

48		80		48			
49		81		49			
50		82		50			
51		83		51			
52		84		52			
53		85		53			
54		86		54		1	
55		87		55		2	
56		88		56		3	
57		89		57		4	
58				58		5	
59				59		6	
				60		7	
				61		8	
				62		9	
				63		10	
				64		11	
				65		12	

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。

イ 医療職給料表(2)

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
3級	技師	2級	技師	4級	主任	3級	主任
号給		号給		号給		号給	
1		17		1		9	
2		18		2		10	
3		19		3		11	
4		20		4		12	
5		21		5		13	

6		22		6		14	
7		23		7		15	
8		24		8		16	
9		25		9		17	
10		26		10		18	
11		27		11		19	
12		28		12		20	
13		29		13		21	
14		30		14		22	
15		31		15		23	
16		32		16		24	
17		33		17		25	
18		34		18		26	
19		35		19		27	
20		36		20		28	
21		37		21		29	
22		38		22		30	
				23		31	
				24		32	
				25		33	
				26		34	
				27		35	
				28		36	
				29		37	
				30		38	
				31		39	
				32		40	
				33		41	
				34		42	
				35		43	

					36		44	
					37		45	
					38		46	
					39		47	
					40		48	
					41		49	
					42		50	
					43		51	
					44		52	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務の 級	職務	職務 の級	職務	職務の 級	職務
6級	副薬 剤長、副 技師長	5級	副薬 剤長、副 技師長	7級	技師 長、副所 長	6級	技師 長、副所 長
号 給		号 給		号 給		号 給	
1		44		1		34	
2		45		2		35	
3		46		3		36	
4		47		4		37	
5		48		5		38	
6		49		6		39	
7		50		7		40	
8		51		8		41	
9		52		9		42	
10		53		10		43	
11		54		11		44	
12		55		12		45	
13		56		13		46	
14		57		14		47	

15		58		15		48	
16		59		16		49	
17		60		17		50	
18		61		18		51	
19		62		19		52	
20		63		20		53	
21		64		21		54	
22		65		22		55	
23		66		23		56	
24		67		24		57	
25		68		25		58	
26		69		26		59	
27		70		27		60	
28		71		28		61	
29		72					
30		73					
31		74					
32		75					
33		76					
34		77					
35		78					
36		79					
37		80					
38		81					
39		82					
40		83					
41		84					
42		85					
43							
44							

45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。

ウ 医療職給料表(3)

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
1級	技師	1級	技師	2級	技師	2級	技師
号給		号給		号給		号給	
1				1			
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			
6				6			
7				7			
8				8			
9		1		9			
10		2		10			

11		3		11			
12		4		12			
13		5		13			
14		6		14			
15		7		15			
16		8		16			
17		9		17		1	
18		10		18		2	
19		11		19		3	
20		12		20		4	
21		13		21		5	
22		14		22		6	
23		15		23		7	
24		16		24		8	
25		17		25		9	
26		18		26		10	
27		19		27		11	
28		20		28		12	
29		21		29		13	
30		22		30		14	
31		23		31		15	
32		24		32		16	
33		25		33		17	
34		26		34		18	
35		27		35		19	
36		28		36		20	
37		29		37		21	
38		30		38		22	
39		31		39		23	
40		32		40		24	

41		33		41		25	
42		34		42		26	
43		35		43		27	
44		36		44		28	
45		37		45		29	
46		38		46		30	
47		39		47		31	
48		40		48		32	
49		41		49		33	
50		42		50		34	
51		43		51		35	
52		44		52		36	
53		45		53		37	
54		46		54		38	
55		47		55		39	
56		48		56		40	
57		49		57		41	
58		50		58		42	
59		51		59		43	
60		52		60		44	
61		53		61		45	
62		54		62		46	
63		55		63		47	
64		56		64		48	
65		57		65		49	
66		58		66		50	
67		59		67		51	
68		60		68		52	
69		61		69		53	
70		62		70		54	

71		63		71		55	
72		64		72		56	
73		65		73		57	
74		66		74		58	
75		67		75		59	
76		68		76		60	
77		69		77		61	
78		70		78		62	
79		71		79		63	
80		72		80		64	
81		73		81		65	
82		74		82		66	
83		75		83		67	
84		76		84		68	
85		77		85		69	
				86		70	
				87		71	
				88		72	
				89		73	
				90		74	
				91		75	
				92		76	
				93		77	
				94		78	
				95		79	
				96		80	
				97		81	
				98		82	
				99		83	
				100		84	

				101		85	
				102		86	
				103		87	
				104		88	
				105		89	
				106		90	
				107		91	
				108		92	
				109		93	
				110		94	
				111		95	
				112		96	
				113		97	
				114		98	
				115		99	
				116		100	
				117		101	
				118		102	
				119		103	
				120		104	
				121		105	
				122		106	
				123		107	
				124		108	
				125		109	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
3級	技師	2級	技師	3級	主任	3級	主任

号給		号給		号給		号給	
1		58		1		5	
2		59		2		6	
3		60		3		7	
4		61		4		8	
5		62		5		9	
6		63		6		10	
7		64		7		11	
8		65		8		12	
9		66		9		13	
10		67		10		14	
11		68		11		15	
12		69		12		16	
13		70		13		17	
14		71		14		18	
15		72		15		19	
16		73		16		20	
17		74		17		21	
18		75		18		22	
19		76		19		23	
20		77		20		24	
21		78		21		25	
22		79		22		26	
23		80		23		27	
24		81		24		28	
25		82		25		29	
26		83		26		30	
27		84		27		31	
28		85		28		32	
29		86		29		33	

30		87		30		34	
31		88		31		35	
32		89		32		36	
33		90		33		37	
34		91		34		38	
35		92		35		39	
36		93		36		40	
37		94		37		41	
38		95		38		42	
39		96		39		43	
40		97		40		44	
41		98		41		45	
42		99		42		46	
43		100		43		47	
44		101		44		48	
45		102		45		49	
46		103		46		50	
47		104		47		51	
48		105		48		52	
49		106		49		53	
50		107		50		54	
51		108		51		55	
52		109		52		56	
53		110		53		57	
54		111		54		58	
55		112		55		59	
56		113		56		60	
57		114		57		61	
58		115		58		62	
59		116		59		63	

60		117		60		64	
61		118		61		65	
62		119		62		66	
63		120		63		67	
64		121		64		68	
65		122		65		69	
66		123		66		70	
67		124		67		71	
68		125		68		72	
69		126		69		73	
70		127		70		74	
71		128		71		75	
72		129		72		76	
73		130		73		77	
74		131		74		78	
75		132		75		79	
76		133		76		80	
77		134		77		81	
78		135		78		82	
79		136		79		83	
80		137		80		84	
81		138		81		85	
82		139		82		86	
83		140		83		87	
84		141		84		88	
85		142		85		89	
86		143		86		90	
87		144		87		91	
88		145		88		92	
89		146		89		93	

90		147		90		94	
91		148		91		95	
92		149		92		96	
93		150		93		97	
94		151		94		98	
95		152		95		99	
96		153		96		100	
97				97		101	
98				98		102	
99				99		103	
100				100		104	
101				101		105	
102				102		106	
				103		107	
				104		108	
				105		109	
				106		110	
				107		111	
				108		112	
				109		113	
				110		114	
				111		115	
				112		116	
				113		117	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
4級	主査	4級	主査	5級	主幹	5級	主幹
号給		号給		号給		号給	

1		9		1		1	
2		10		2		2	
3		11		3		3	
4		12		4		4	
5		13		5		5	
6		14		6		6	
7		15		7		7	
8		16		8		8	
9		17		9		9	
10		18		10		10	
11		19		11		11	
12		20		12		12	
13		21		13		13	
14		22		14		14	
15		23		15		15	
16		24		16		16	
17		25		17		17	
18		26		18		18	
19		27		19		19	
20		28		20		20	
21		29		21		21	
22		30		22		22	
23		31		23		23	
24		32		24		24	
25		33		25		25	
26		34		26		26	
27		35		27		27	
28		36		28		28	
29		37		29		29	
30		38		30		30	

31		39		31		31	
32		40		32		32	
33		41		33		33	
34		42		34		34	
35		43		35		35	
36		44		36		36	
37		45		37		37	
38		46		38		38	
39		47		39		39	
40		48		40		40	
41		49		41		41	
42		50		42		42	
43		51		43		43	
44		52		44		44	
45		53		45		45	
46		54		46		46	
47		55		47		47	
48		56		48		48	
49		57		49		49	
50		58		50		50	
51		59		51		51	
52		60		52		52	
53		61		53		53	
54		62		54		54	
55		63		55		55	
56		64		56		56	
57		65		57		57	
58		66		58		58	
59		67		59		59	
60		68		60		60	

61		69		61		61	
62		70		62		62	
63		71		63		63	
64		72		64		64	
65		73		65		65	
66		74		66		66	
67		75		67		67	
68		76		68		68	
69		77		69		69	
70		78		70		70	
71		79		71		71	
72		80		72		72	
73		81		73		73	
74		82		74		74	
75		83		75		75	
76		84		76		76	
77		85		77		77	
78		86		78		78	
79		87		79		79	
80		88		80		80	
81		89		81		81	
82		90		82		82	
83		91		83		83	
84		92		84		84	
85		93		85		85	
86		94		86		86	
87		95		87		87	
88		96		88		88	
89		97		89		89	
90		98		90		90	

91		99		91		91	
92		100		92		92	
93		101		93		93	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
6級 号給	課長 補佐	5級 号給	課長 補佐	6級 号給	課長 補佐	6級 号給	課長
1		20		1			
2		21		2			
3		22		3			
4		23		4			
5		24		5			
6		25		6			
7		26		7			
8		27		8			
9		28		9		1	
10		29		10		2	
11		30		11		3	
12		31		12		4	
13		32		13		5	
14		33		14		6	
15		34		15		7	
16		35		16		8	
17		36		17		9	
18		37		18		10	
19		38		19		11	
20		39		20		12	
21		40		21		13	

22		41		22		14	
23		42		23		15	
24		43		24		16	
25		44		25		17	
26		45		26		18	
27		46		27		19	
28		47		28		20	
29		48		29		21	
30		49		30		22	
31		50		31		23	
32		51		32		24	
33		52		33		25	
34		53		34		26	
35		54		35		27	
36		55		36		28	
37		56		37		29	
38		57		38		30	
39		58		39		31	
40		59		40		32	
41		60		41		33	
42		61		42		34	
43		62		43		35	
44		63		44		36	
45		64		45		37	
46		65		46		38	
47		66		47		39	
48		67		48		40	
49		68		49		41	
50		69		50		42	
51		70		51		43	

52		71		52		44	
53		72		53		45	
54		73		54		46	
55		74		55		47	
56		75		56		48	
57		76		57		49	
58		77		58		50	
59		78		59		51	
60		79		60		52	
61		80		61		53	
62		81		62		54	
63		82		63		55	
64		83		64		56	
65		84		65		57	
66		85		66		58	
67		86		67		59	
68		87		68		60	
69		88		69		61	
70		89		70		62	
71		90		71		63	
72		91		72		64	
73		92		73		65	
74		93		74		66	
				75		67	
				76		68	
				77		69	
				78			
				79			
				80			
				81			

				82			
				83			
				84			
				85			

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
7級	課長	6級	課長	8級	次長	7級	次長
号給		号給		号給		号給	
1		22		1		12	
2		23		2		13	
3		24		3		14	
4		25		4		15	
5		26		5		16	
6		27		6		17	
7		28		7		18	
8		29		8		19	
9		30		9		20	
10		31		10		21	
11		32		11		22	
12		33		12		23	
13		34		13		24	
14		35		14		25	
15		36		15		26	
16		37		16		27	
17		38		17		28	
18		39		18		29	
19		40		19		30	
20		41		20		31	

21		42		21		32	
22		43		22		33	
23		44		23		34	
24		45		24		35	
25		46					
26		47					
27		48					
28		49					
29		50					
30		51					
31		52					
32		53					

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。

(2)事務職給料表

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
7級	次長	8級	局長	9級	部長	8級	局長
号給		号給		号給		号給	
1				1		37	
2				2		38	
3				3		39	
4				4		40	
5				5		41	
6				6		42	
7				7		43	
8				8		44	
9				9		45	
10							
11							

12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18		2					
19		3					
20		4					
21		5					
22		6					
23		7					
24		8					
25		9					
26		10					
27		11					
28		12					
29		13					
30		14					
31		15					
32		16					

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。